

# 「空き店舗活用創業支援事業」補助金

起業や創業(第2創業)を行う方に対して、必要となる経費の一部を補助する事業です。

「空き店舗活用創業支援事業」補助金は、新規出店者の方が商店街やその周辺地域の空き店舗を活用し、創業するための支援を目的とした補助事業です！

## 補助対象者

新規出店者：飯田商工会議所又は飯田商工会議所支部の会員となりその支援を受け、新規に小売商業等を営む店舗を出店しようとする者。 ※ その他詳細は要綱参照

## 補助対象経費

空き店舗を活用した新規出店に必要な下記の経費。ただし、賃借料のみの申請は不可。

- (1) 空き店舗の改修、改築、付帯設備の設置に係るもの  
補助率：1/2 補助上限額：30万円
- (2) 空き店舗の賃借料。ただし、敷金、礼金、保証金及び仲介手数料は除く。  
補助率：1/2 補助上限額：4万円/月(交付期間：1年間)

## 申請期間

- 随時受付。ただし、当該年度の予算額に達した時点で受付終了。
- 交付決定後に改修等に着手し、当該年度末の3月31日までに実績報告書が提出され、開店が可能であること。

## 申請方法と提出先

- 事業着手の1か月前までに1.の交付申請書と2.以降の関係書類を添えて提出。

1. 飯田市空き店舗活用推進事業補助金交付申請書(様式第1号) (飯田市ホームページよりダウンロードしてください)
2. 空き店舗の位置図
3. 空き店舗の写真(施工前)
4. 空き店舗の改修又は改築に係る図面及び見積書
5. 空き店舗の付帯設備の設置に係る図面及び見積書
6. 空き店舗にかかる賃貸契約書の写し
7. 空き店舗を活用した事業計画書 ※任意様式
8. 市税完納証明書(飯田市に住所又は登記がある場合)
9. 飯田商工会議所又は飯田商工会議所支部の会員であることが分かる書類(会員証明書等)
10. その他市長が必要と認める書類

※ 事業終了後は、実績報告書を提出。(詳細は交付決定時にお知らせします。)

その他、詳細な条件等がありますので、まずは下記までお問い合わせください。

- 提出先及びお問い合わせ 飯田市産業経済部商業観光課(飯田市本町1丁目2番地)  
Tel 0265-22-4511(内線4652)